

社会福祉法人 村上市社会福祉協議会
ヘルパーステーション保険外サービス実施要綱

平成20年8月1日 制定

(目的)

第1条 介護保険を利用しながら介護保険サービスに付随したサービスを利用する者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護に係る指定障害者福祉サービスの事業を利用する者が、在宅において可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、保険外サービスを提供することを目的とする。

(内容)

第2条 提供するサービスの内容は次のとおりとする。

- 1) 身体介護 2) 生活援助又は家事援助 3) 通院介助又は通院等介助
- 2) 介護保険サービス並びに障害福祉サービスと同等のサービスのみを提供する。

(対象者)

第3条 村上市社会福祉協議会ヘルパーステーションの訪問介護サービスを利用している者

- 1) 訪問介護サービスを利用して月末に限度額を超えた場合
 - 2) 介護保険外の通院介助
 - 3) 要支援に認定されている方で、買い物等が必要とされる場合
- 2) 第1項の規定にかかわらず、村上市社会福祉協議会会長が特に必要と認めた者

(利用料の負担)

第4条 利用料の負担は、次のとおりとする。

・30分	——	1,000円
・1時間	——	2,000円
・1時間30分	——	3,000円
これ以降30分毎に	——	1,000円増

(遵守事項)

第5条 事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1) 従業員の資質向上のために、その研修の機会を保持しなければならない。
- 2) サービス提供時に事故が発生した場合は、所属長及び利用者の家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3) 事業者及び従業員は、業務上知り得た利用者等に関する情報を第三者に漏らしてはならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は村上市社会福祉協議会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。